

◇ 姉と妹がお金を出し合い、定価4500円のテニスのラケット1本を、2割引にしてもらって買うことにした。姉は自分の所持金の $\frac{2}{3}$ を、妹は自分の所持金の $\frac{1}{2}$ をそれぞれ出し合って、その代金を支払った。残った所持金を比べたところ、姉の金額は妹の金額の2倍よりも200円少なかった。代金を支払う前の姉と妹の所持金をそれぞれ求めよ。ただし、ここでは消費税を計算に入れないものとする。 (和歌山県)